

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号 令和 6 年度
魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和 7 年 5 月 2 7 日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次
の予算を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

魚沼市長 内 田 幹 夫

令和 6 年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和6年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度魚沼市の工業団地造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

魚沼市長 内 田 幹 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		507,000	△507,000	0
	1 財産売却収入	507,000	△507,000	0
歳 入 合 計		625,000	△507,000	118,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 公債費		507,100	△507,000	100
	1 公債費	507,100	△507,000	100
歳 出 合 計		625,000	△507,000	118,000

1 総括
(歳入)

[illegible]

[illegible][illegible]

2 歳 入

2 款 財産収入

1 項 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	507,000	△507,000	0
計	507,000	△507,000	0

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 土地売払収入	△507,000	水の郷工業団地用地売払収入 △507,000

3 歳 出

2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 元金	千円 507,000	千円 △507,000	千円 0	千円	千円	千円 △507,000	千円
計	507,100	△507,000	100	0	0	△507,000	0

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	千円 △507,000	千円 001 一般会計借入金元金……………△507,000 22 償還金△507,000